

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

漁業就業動向調査（以下「調査」という。）は、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づき、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、海面漁業の就業構造の動向について明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体を対象とした。

(1) 個人経営体

2013年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）で設定した全国の基本調査区（6,477調査区）の中から抽出した標本調査区（441調査区）内に所在する全ての個人経営体（4,905経営体）

(2) 団体経営体

2013年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）で把握した団体経営体（5,040経営体）の中から系統抽出した団体経営体（562経営体）

5 調査期日

平成29年11月1日現在

6 調査事項

(1) 個人経営体

ア 総世帯員数に関する事項

イ 個人経営体の専兼業の別

ウ 世帯員の就業状況に関する事項

（ア） 満15歳以上の世帯員の年齢及び性別

（イ） 満15歳以上の世帯員の就業状況

エ 男女別年齢階層別雇用者数

(2) 団体経営体

男女別年齢階層別雇用（従事）者数

7 調査方法

(1) 個人経営体

統計調査員（漁業就業動向調査員）が調査対象者に所定の調査票を配布し、回収する自計調

査の方法により行った。

(2) 団体経営体

農林水産省大臣官房統計部から調査対象者に所定の調査票を郵送により配布し、地方組織が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム又は郵送により回収する自計調査の方法により行った。

8 回収数・回収率

(1) 個人経営体

調査員調査で実施した標本調査区441については、全調査区において調査を実施した。

標本調査区内に所在する4,905経営体に対して、回収数は4,891経営体で、回収率は99.7%である。

(2) 団体経営体

郵送又はオンライン調査で実施した標本団体経営体562に対して、回収数は456経営体で、回収率は81.1%である。

9 集計方法

集計は大海区ごとに2013年漁業センサスの結果を用いて、各調査項目ごとに、次の推定式により行った。

<推定式>

【個人経営体】

$$\hat{X} = \frac{x}{y} Y$$

$\hat{X}$ = 大海区内の調査項目ごとの推定値（計）
 x = 大海区内の標本調査区の調査項目の調査値の合計
 Y = 大海区内の調査項目ごとの漁業センサス結果（計）
 y = 大海区内の標本調査区の調査項目の漁業センサス結果の合計

【団体経営体】

雇用者（従事者）数を基に次に示す三つの階層別に集計

(従事者規模別階層)	階層 1	従事者数	0～9人
	階層 2	従事者数	10～49人
	階層 3	従事者数	50人以上

$$\hat{X} = \sum_{i=1}^3 \frac{x_i}{y_i} Y_i$$

$\hat{X}$ = i 階層の大海区内の調査項目ごとの推定値（計）
 x_i = i 階層の大海区内の標本経営体の調査項目の調査値の合計
 Y_i = i 階層の大海区内の調査項目ごとの漁業センサス結果（計）
 y_i = i 階層の大海区内の標本経営体の調査項目の漁業センサス結果の合計

10 実績精度

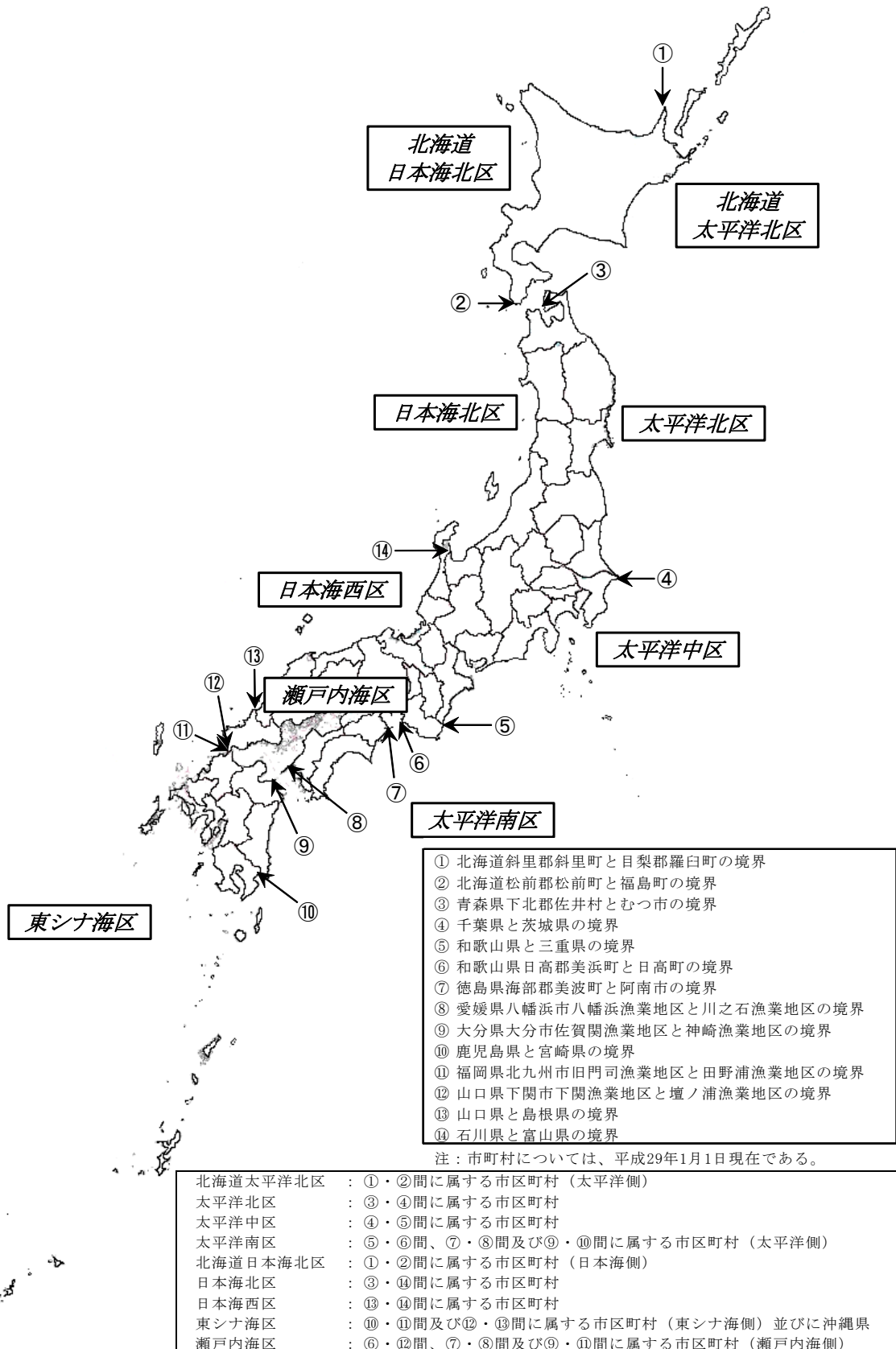
本調査の漁業就業者数計（全国）についての実績精度（標本から推定した標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100））は、1.9%である。

11 統計の表章

統計表の編成は、大海区別の統計表とした。

大海区の区分については、次図を参照。

<大海区区分図>



12 用語の解説

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間（平成28年11月1日～平成29年10月31日）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう（過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。）。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだ漁業経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう（特例有限会社は株式会社に含む。）。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外の団体経営体をいう。
漁業の海上作業	(1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業を含む。したがって、漁業に従事しない医師、コック等乗組員も海上作業従事者となる。）。 (2) 定置網漁業では、網の張立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。 (3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 (4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等の作業をいう（潜水も含む。）。 (5) 養殖業では、次の作業をいう。 ア 海上養殖施設での養殖 （イ） 漁船を使用しての養殖施設までの往復

	(イ) いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し (ウ) 採苗、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
	イ 陸上養殖施設での養殖 (ア) 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 (イ) 養殖施設の掃除 (ウ) 池及び水槽の見回り (エ) 給餌作業（餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） (オ) 収獲物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい、具体的には次のものをいう。 (1) 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。） (2) 漁具、漁網、食料品の積み込み作業 (3) 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ (4) 悪天候時の出漁待機 (5) 餌の仕入れ及び調餌作業 (6) 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業等 (7) 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 (8) 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。） (9) 自営漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）
沿岸漁業	沿岸漁業とは、10トン未満の漁船を使用して行う漁業及び漁船を使用しないで行う漁業、定置網漁業並びに海面養殖業をいう。
沖合・遠洋漁業	沖合・遠洋漁業とは、沿岸漁業以外の漁業をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

自 営 漁 業 の み	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業又は雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 なお、自営漁業とは、次のものをいう。 (1) 自家単独で漁業を営んだもの (2) 漁船、漁網を持ち寄って、他人と一緒に漁業を営んだもの（共同経営は含まない。） (3) 他人の所有する無動力船又は動力3トン未満の船に相乗りして漁業を営んだもの（3トン以上の船に相乗りした場合は、漁業雇われとなる。）
漁 業 雇 わ れ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
個 人 経 営 体 の 専 兼 業 分 類 専 業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合をいう。
第 1 種 兼 業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第 2 種 兼 業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
世 帯 員	個人経営体出身で生活の拠点がある家で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻せき関係にない者も含む。）、②漁船に乗り込んでいる者、出稼ぎ、遊学、療養等で家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した者又は1年以上経過する見込みの者をいう（同居人、下宿人等のように生計を別にしている者は含めない。）。

13 利用上の注意

(1) 調査について

漁業就業動向調査は、5年ごとに行われる漁業センサスの実施年以外の年における漁業就業構造の現状と年次的動向を総合的に把握するために行う調査である。したがって、本調査は漁業センサスと密接な関係を持つものであり、このことを踏まえて調査の設計を行っている。

漁業センサスは全数調査であるのに対し、漁業就業動向調査は標本調査であるため、表章されている値は全て推定値であることから、漁業センサス結果と漁業就業動向調査結果を直接比較して利用する場合には留意する必要がある。

また、統計表の一部の表章項目においては、集計対象数が極めて少ないことから相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用にあたっては留意する必要がある。

(2) 東日本大震災の影響

平成23年及び24年の調査結果については、東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県の3県の調査が困難であるため、当該3県を除いて調査を行い集計した。

(3) 統計の表示について

ア 本統計では、推定値の原数を下1桁で四捨五入して表示したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：4人→0人）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

ウ 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「水産業」で御覧いただけます。【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

(4) その他

この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成29年漁業就業動向調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

14 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業担い手統計班

代 表：03-3502-8111 内線3666

直 通：03-6744-2247

F A X：03-5511-7282